



今月の視点

564号

贈与税・相続税の一体課税の大改正はどうか？ ～暦年贈与なくなり、駆け込み贈与がトク？～ ～生前贈与と新しい親子関係～

昨年の、令和3年12月10日 自民党の税制改正大綱では、暦年贈与（年110万円までの非課税）は継続審議となりました。

贈与税の申告は利用者の状況として、税務申告統計によると贈与金額に換算すると暦年贈与は50%、精算課税制度の贈与（2500万円まで相続申告、税率20%）は金額として21%です。ただ、金額でなく件数としては両方で81%です。

今までは贈与税制度は選択制であり、平成30年の暦年贈与は37.4万件、精算課税制度は4.3万件です。暦年課税が税の制度上有利だから利用者が多いのです。

(1) 令和4年税制大綱への記載されている問題点として、資産移転時期の選択に中立的な課税税制（損得なし）の構築には「本格的な検討が必要」と記載されています。

1. アメリカ方式（遺産税方式）

①贈与税と遺産税は統合

②一生涯の累積贈与額と相続財産に対して一体的に課税（一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定）

2. ドイツ方式

①贈与税と相続税は統合

②一定期間（独10年間、仏15年間）の累積贈与額と相続財産に対して一体的に課税

(2) 本年は参議院選挙があるから先送り、でも年末に国会での決議法律となることがあり得る。

(3) 改正内容の推測—ドイツ方式が有力と思われます。

ある時期（令和5年4月？）からの相続が対象で、令和4年12月改正になるかもしれません。この場合、今までの贈与は例外とすると考えられます。これからの事を考えると早めの贈与は有利だと思われます。最終年かも知れない贈与は有利になると考えられます。

『人が集まる！求人票実例集 160 職種』の雛形を進呈します

コスト0円で「人手不足」を解消するためのノウハウが満載！

職種を教えてください。FAXでのお申込みをお願いします。

住所・氏名（会社名）・電話番号・「求人票実例集雛形希望」とご記入の上、FAX 052-652-0066 まで

相続税の税率は次の通り（300万円＋法定相続人1人600万円の控除後）です。
1000万円以下は10% 3000万円以下は15% 5000万円以下は20%
～1億円以下は30% 3億円以下は45% 6億円以下は50% 6億円超は55%

消費税（インボイス制度）が来年、令和5年10月1日スタートです。
事業者登録No.を取得して、代入税に控除方式です。

- (4) 令和4年の贈与は、ひょっとしたら最後の年になるかもしれません
- (5) これからの贈与は長生きするとトクだということになります。

(6) ローンの肩代わりもいいかもしれません。生前贈与で新しい親子関係を考えてみてはいかがでしょうか。

・子のメリット

とにかく早く贈与を受ければ、経済的に大きなメリットになるのは当然です。贈与税を払ったとしても、相続税の「仮払い」なのですから、別に何の問題もありません。

贈与を受けた子は親に十分感謝して、親が活着ている間にしか絶対出来ない「親孝行」でいざという時の「介護」をしっかりやることにつながるはず

・親の意志による生前贈与

子が贈与を受けて喜ぶのは当然ですが、果たして親はそう簡単に子に大きな贈与をするのでしょうか。老後の生活、核家族、子の世話にならない、さらには生前贈与すれば、子供同士で生前に揉めてしまうのではないかと等々心配します。

そう考えると、この制度を普及させるポイントは節税や贈与を受ける子どもの側から考えるのではなく、親の側からこの制度を考えてみるのが大切です。

① あげる喜び

子は贈与されれば大喜びします。可愛い孫も間接的に幸福になれます。親は自分が活着ている間に十分感謝されます。相続では子どもや孫の喜んだ顔を見ることはできません。

② 早くあげる

相続では、80～90歳で亡くなると子供は60歳以上になることもあります。財産の一部を子が最も必要な時期40～50歳代で贈与を受けると、ありがたみが数倍違います。

③ 介護と贈与をセットで

介護をする子としない子では、財産のもらい方が異なるのは当然です。例えば長男や嫁または長女に世話になるのなら、介護をしてくれる子に生前しっかり贈与をしましょう。介護する人も贈与を受けて、感謝します。遺言書では財産の移転は相続後になります。

もし嫁が介護の主役であれば養子にすれば生前贈与が出来ます。または長男に生前贈与、そして嫁にも贈与をしてもいいでしょう。

④ 事業承継（古い言葉なら家督相続）

親の意志がはっきりしていれば、特定の子に相続させる、後継者を確定して事業を承継させる為に株式を贈与し、かつ遺言書を作成します。それ以外の子に対して、一定金額を生前贈与して、「遺留分の放棄」手続きをさせるというやり方です。

⑤ 事情のある子への贈与

経済的または社会的に弱い子に対して、生前に大きな贈与をします。または事情のある子に対しても、生前贈与により財産を移転してしまいます。

(7) 生前贈与による新しい相続と親子関係

相続時精算課税の生前贈与はむしろ親の強い意志による、「生前相続」と言ってもいいかもしれませんが。遺言書では、意思を伝えることができても生前に実行に移すことはできません。この精算課税の生前贈与は、死後の財産分けの紛争を未然に防止して、事前に財産の移転を確定させる画期的な制度です。

この制度は、相続前に相続問題を親の意志と手により解決し、親と子が互いに喜びそして助け合う、新しい親子関係を築くことができるかもしれません。

財務省の意図は、高齢者の親が所有する莫大な財産を早期に子に移転させ、経済の活性化を図ることにあります。

(8) 贈与税がかからないポイントは、教育費・生活費で使えば非課税、残れば課税です。

- ① 必要ならその都度子どもや孫に扶養の一環として渡します。
- ② 贈与金は使い切り、残って貯金してあれば贈与としての税金がかかります。
- ③ 扶養義務は親と祖母も含まれます。

(9) 贈与の減税特典

- ① 贈与税の配偶者控除（婚姻期間20年以上なら2000万円の居住用の不動産の贈与又は取得資金）
- ② 相続時精算課税制度（2500万円 贈与総額2500万円まで非課税、相続時に相続財産に上乗せして申告）
- ③ 住宅取得等資金贈与（18才以上で最大1000万円 耐震、省エネなど）
- ④ 教育資金の一括贈与（30才未満で1500万円 令和5年3月31日まで、銀行経由）
結婚・子育て資金の一括贈与（18才から50才まで直系尊属から 1000万円、令和5年3月31日まで、銀行経由）
- ⑤ 動産や不動産などをタダで貸す（使用貸借）

(10) 案外知られていない相続税の非課税制度

- ① 生命保険、死亡退職金（1人につき500万円）
- ② お墓、仏具など祭祀
- ③ 庭内神（庭の鳥居など）
- ④ 香典（弔慰金）
- ⑤ 特定の寄附金

(11) まとめ

贈与は節税より自宅を取得する、不妊治療・出産・海外留学・住宅ローンを肩代わりする、後継者を決定して株式贈与するなど欲しい時にあげるのがなによりでしょう。「期間の利益」が相続人に移転するのでそれなりの、経済的なメリットはあります。

いずれにしても、アドバイスを受け入れ実践するときの、留意点は下記とおりです。

- ① 名義預金と言われない運用、収益の帰属、維持、管理
- ② 意思能力がないと言われないために第3者を巻き込み、早めの実行が大切です
- ③ 贈与とは言われない資産の法人化、海外移転、養子縁組み、共有名義

昨年の税制改正大綱で暦年贈与は継続審議となっており、連年贈与が問題視されています。それなら駆け込み贈与を検討しましょう。駆け込み贈与は相続人以外が注目です。(例えば孫)贈与は幾らかの最適金額を計算しましょう。贈与の時期は令和4年と令和5年の初めです。

親子間の贈与税が年末の改正により事実上廃止になるとすれば、親子間の財産移転がスムーズにできるのが相続時精算課税かもしれません。

相続問題や親子関係が大きく変化する第一歩になるような気がします。ぜひ、お問い合わせをお待ちしています。

自分自身の思いを贈与で伝えるか、あるいは遺言書、家族信託など様々な手続きがあります。でも、まだ早い?ではなく、元気な時でなければ思いを伝えることはできません。今!!が大切です。

みらい経営グループ代表 石川 光男

6月の税務と労務

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 4月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(6月30日) |
| ・ 10月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(6月30日) |
| ・ 10月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(6月30日) |
| ・ 5月分源泉所得税納付 | 期限(6月10日) |

税理士法人みらい経営(発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052(651)6000 FAX 052(652)0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <https://www.mirai-kg.com/>